

宝くじの助成金で 防災資機材を整備しました — 自主防災組織育成助成事業 —

市では、自治総合センターが行うコミュニティ助成事業（宝くじ社会貢献広報事業）を活用して、防災資機材を整備しました。

整備した防災資機材は、コミュニティ助成事業に応募があった市内の自主防災組織（関根自主防災組織、要害共栄会）に配備し、災害の発生に備えるとともに、防災訓練などに活用されています。

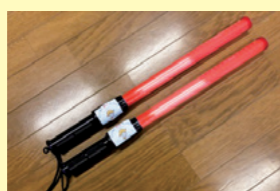


【備品内容】

- ・関根自主防災組織：簡易倉庫、発電機、車いす、合図灯、クイックパーテーションなど
- ・要害共栄会：テント、発電機、拡声器など



簡易倉庫



合図灯



テント



拡声器

● 問い合わせ先／市危機管理課 防災情報係 ☎ 22-3402

CHECK! アパートなどの退去時のトラブルにご注意ください

アパート退去時には敷金が返金されることになっていますが、「思ったより返金が少ない」、「修繕費まで請求された」などの相談のほか、次のような相談も寄せられています。



敷金から原状回復に要する費用として、壁クロス代やハウスクリーニング代などの費用を差し引かれた金額しか返金されない。または、追加の負担を求められた。

借主の不注意による汚れ、傷、破損について高額な修理費用の負担を求められた。

アドバイス

「原状回復義務」とは、借主の故意・過失により住宅を破損した場合に負う義務です。経年劣化（自然損耗）、通常使用による変化まで借主が負担する必要はありません。

退去時の原状回復費用負担について、疑問がある場合は請求の明細を求めて、貸主と十分話し合しましょう。納得できない場合は、弁護士などに見解を求める方法もありますので、まずは、消費生活センターにご相談ください。

- 相談の際には、契約書などの関係書類を持参してください。
- 原状回復については、国土交通省が示した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」も参考にしてください。

● 問い合わせ先／市商工課 消費生活センター ☎ 22-3437

平成30年度 障害者社会参加促進助成

タクシー券・燃料券を交付します

● 問い合わせ先／
市社会福祉課 障害福祉係
☎ 22-6600 内線 439

● 交付期日・場所／

期日	場所	受付時間
3月19日（月）	市ワン・テン庁舎2階 情報プラザ	午前9時30分から午後4時まで
3月20日（火）		
3月22日（木）	本吉保健福祉センター「いこい」	
3月23日（金）	唐桑保健福祉センター「燦さん館」	

※ 3月26日（月）以降は、市社会福祉課（市ワン・テン庁舎2階）、本吉総合支所保健福祉課（総合支所庁舎内）、唐桑総合支所保健福祉課（唐桑保健福祉センター「燦さん館」内）で随時交付します。

● 対象となる方・助成額など／

	助成対象者	自動車の所有者	運転者	助成額（月額）	手続きに必要なもの
タクシー券	・身体障害者手帳1・2級または下肢3級の方 ・療育手帳Aの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方	本人または家族	本人または家族	月額 1,500 円	・障害者手帳 ・印鑑
	・18歳以上で身体障害者手帳1・2級または下肢3級の方			障害者本人	月額 1,500 円
燃料券	・18歳未満で身体障害者手帳1・2級または下肢3級の方 ・療育手帳Aの方	本人または家族	障害者と生計を一にする家族	月額 750 円	
	・精神障害者保健福祉手帳1級の方		本人運転の場合、所有者は本人、家族運転の場合、所有者は本人または生計を一にする家族	月額 1,500 円	

親しまれる紙面づくりに向けて 「広報けせんぬまモニター」を募集します

市では、市民の皆さんに親しまれる紙面やホームページなどを作成するため、広報モニターを募集します。



- 対象／市内在住で、市の広報紙やホームページなどに関心のある方
- 役割／
① 広報けせんぬま、市ホームページ・フェイスブックなどに関する感想、意見、助言や地域情報の提供など
② 広報モニター会議への出席（年2回程度開催）
- 募集人員／10人程度
- 任期／2年（再任の場合は通算して2期まで）
- 申込方法／電話、郵便、ファクス、Eメールいずれかの方法で住所、氏名、年齢、職業、電話番号をお伝えください。
- 申込期限／3月30日（金）まで
- その他／報酬などはありません
- 申し込み・問い合わせ先／市秘書広報課 広報広聴係
〒988-8501（住所記載不要）「広報モニター」担当
☎ 22-6600 内線 208 ファクス 24-5515
Eメール hishokoho@kesenuma.miyagi.jp